

令和6年度第1回京丹後市いじめ防止対策等専門委員会 会議録

1 開催日時：令和6年11月30日（土）13時30分～14時50分

2 開催場所：京丹後市役所大宮庁舎 4階 第2・3会議室

3 出席者：京丹後市いじめ防止対策等専門委員会

竹村 洋子（医療法人竹村診療所・臨床心理士）

竺沙 知章（京都教育大学大学院連合教職実践研究科・副学長）

宮崎はるか（賢誠総合法律事務所・弁護士）

（欠席者）

上田 誠（医療法人 上田医院・院長）

松田 美枝（京都文教大学地域協働研究教育センター・センター長）

事務局：松本 明彦（京丹後市教育委員会 教育長）

川村 義輝（京丹後市教育委員会事務局 教育次長）

上羽 正行（京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 課長）

小西 隆士（京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主幹兼指導主事）

片柳 弘司（京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主幹）

4 議 事

（1）京丹後市いじめ防止対策等専門委員会委員長及び副委員長選出

（2）京丹後市のいじめの現状

（3）令和6年度いじめ防止等のための取組状況について

（4）いじめに係る事象報告（非公開）

（5）意見交流

5 公開又は非公開の別 公開（一部非公開）

6 傍聴人の人数 0人

《議事経緯》

学校教育課長： 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度第1回京丹後市いじめ防止対策等専門委員会」を始めさせていただきます。私は、教育委員会事務局学校教育課長の上羽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご都合により、松田先生、上田先生から欠席の連絡を承っておりますので、ご報告申し上げます。なお、竺沙先生におかれましては、ご都合によりオンラインでの参加となりますので、ご承知おき願います。

最初に、大変遅くなりましたが、川村教育次長から本日出席の委員の皆様へ委嘱通知書の交付を代理にて行っていただきます。

委嘱通知書の交付

学校教育課長： ありがとうございます。それでは、委員会の開会にあたりまして、川村教育次長がご挨拶を申し上げます。

教 育 次 長： あらためまして皆さんこんにちは。今年度の第1回目の京丹後市いじめ防止対策等専門委員会を開催しましたところ、公私ともにご多忙の中、また土曜日の開催となりましたが、ご出席をいただきましてありがとうございます。

当初は松本教育長が出席させていただく予定でしたが、教育長が役員を務めております会議が急遽入りまして失礼をさせていただいております。会議の後半になろうかと思いますが、こちらに出席する予定でありますのでご了承願いたいと思います。また、今回から医師の上田委員、弁護士の宮崎委員をお迎えしまして、皆様には2年間お世話になりますが、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年度の全国調査におきまして認知されたいじめの件数は、過去最高の約73万件ということで、とくに重大事態の件数につきましても1,306件と前年度比142パーセント、約1.4倍というようなことになっておりますが、これらはいじめ防止対策推進法の理解が広がり、いじめの積極的な認知や相談、見守り体制の充実が進んだためと分析されているところで

ございます。一方で、重大事態が増えた要因としましては、コロナ禍により人間関係が希薄になり、人との付き合い方が分からず、暴力を振るったり、仲直りの方法が分からなかったり、些細なことで大きく傷ついてしまう子どもが増えているとの分析もあります。大人の丁寧な関わりがますます必要になっている状況があるというところかと思っております。

本日の会議では、京丹後市の今年度の状況、取組の概要を中心にご説明いたしますので、委員の皆様には忌憚のないご意見やご助言をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長： 次に、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。竺沙委員よりお願いします。

委員自己紹介

学校教育課長： ありがとうございます。続いて事務局職員の紹介をさせていただきます。

事務局職員自己紹介

学校教育課長： それでは本専門委員会の開催についてご報告申し上げます。京丹後市いじめ防止対策等専門委員会及び京丹後市いじめ問題調査委員会に関する条例第6条第2項の規定によりまして、過半数の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、ここでご報告させていただきます。

学校教育課長： 次に配布資料の確認をいたします。

配布資料の確認

学校教育課長： 続きまして、次第3の議事に入らせていただきます。配布資料1の2ページをご覧ください。

「京丹後市いじめ防止対策等専門委員会及び京丹後市いじめ問題調査委員会に関する条例第5条」の規定に基づき、委員の皆様の互選によって委員長

及び副委員長をそれぞれお1人、選出いただくことになっております。

どのように決めさせていただくのがよろしいでしょうか。

学校教育課長： ご意見が無いようでしたら、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。

事務局： それでは事務局から提案させていただきます。委員長に竺沙知章委員、副委員長に竹村洋子委員を提案させていただきます。

学校教育課長： ただ今の事務局の提案について、ご異議ありませんか。

委員各位： 異議なし。

学校教育課長： ありがとうございます。委員長に竺沙知章委員、副委員長に竹村洋子委員にお願いすることとなりました。それぞれ一言ずつお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

竺沙委員長： 委員長でありながらそちらに伺えず、本当に申し訳ございません。また事務局の方にも余計なお手数をおかけしまして、申し訳ございませんでした。

私もこの委員をもう何年務めているか覚えていないぐらい務めさせていただいておりますけれども、教育委員会がしっかりやっておられますので、私たちとしては、そういう教育委員会の方々がよりやりやすく、あるいは教育委員会の方が困っておられるようなところに、少しでもお助けできることがあれば、それぞれの専門性を生かしてご助言とかいろいろな提案ができればというように思っております。

私は教育行政や学校経営を専門にしておりますので、実際にどんなふうに学校の体制をしていけばいいかというふうなところで、教育委員会や行政に、研究者として提言できることがあれば提言したいと思っております。また、いろいろな委員の先生方のご意見をできるだけまとめるような形も場合によっては必要なと思っておりますが、今まではそれぞれきちっとお預けいただきましたので、今回、新しい方々でも大丈夫かというように思っておりますが、委員の皆さん方のご協力をいただき、何とか務めを果たしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

竹村副委員長： 副委員長をご推薦いただきました竹村洋子と申します。前回に引き続きまして大任を仰せつかっておりまして、本当に緊張しております。

急激に変わっていくこのデジタル社会にあって、私たちは戸惑いととも

に、自身を守り、自分育てをしていくときの困難さを、大人も子どもも抱えているように思うんです。それだけに、このいじめ防止対策等専門委員会の役割はますます重要なものになっているのではないかと考えております。

委員長を少しでもお支えして、委員の皆様とともに、微力ではありますが精進して参りたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長： ありがとうございます。それでは議事の（２）より、竺沙委員長に議長として議事を進行していただきます。よろしくお願いします。

竺沙委員長： それでは引き続き議事（２）から進めます。どうぞよろしくお願いします。

議事の進行につきましては、議事の（２）と（３）をあわせまして事務局からご報告をいただいたあと、一度質疑を取りたいと思います。その後、議事（４）のいじめに係る事象報告に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは議事（２）京丹後市のいじめの現状より順に事務局からご説明をお願いします。

事務局説明

議事（２）京丹後市のいじめの現状

議事（３）令和６年度いじめの防止等のための取組状況について

竺沙委員長： まず資料２のほうから、調査結果に基づく京丹後市のいじめの現状について、ご質問やご意見をいただきたいと思います。とくに要指導件数が特定の学校で増えたというご報告だったと思いますけれども、それに関しましていろいろご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

竹村副委員長： それと関連するかどうか分からないのですが、一旦行為は止むけど再び繰り返されるというのは、どのようなものがあるのか具体的に教えていただけたらと思います。

事務局： ありがとうございます。一旦何か事象が起こって、そのたびに聞き取りであったり、本人同士何がいけなかったのかということも振り返りをさせている、そういうことも日々あるんですが、そうして相談をしたりだとか、またお互いの考え方を感じさせ合いながら取組む中、とくに小学校２年生、３年

生で「要指導」の件数が多くなっておりまして、その原因として、ふとした瞬間に嫌なことを言ってしまったりだとか、その子が自分自身の感情をそのまま言葉に出してしまったりとか、そうしたことがふたたび同じ児童からその子に対してあるということが、聞き取りやいろいろな指導や支援をしている中で確認されることが多くあるという状況です。

竹村副委員長：　そういうときに家族の協力とか、学校と一緒にその子をサポートするような体制というのは、指導のときにつくられるのでしょうか。

事務局：　おっしゃる通りです。必ず両保護者にも、こうしたことがあったととの事実の報告をいたしまして、その上で学校としては、たとえば、見守り体制であったりだとか心のケアであったり、様々なことを行っていくとの方針も合わせてお伝えをさせていただき、また、お家でできるようなその子へのサポートですとか、または、いわゆる被害に遭っている児童につきましては、心のケアというところでは保護者の協力は必ず必要になってきますので、そうした場合につきましては必ず保護者のほうにも情報共有とともに協力依頼をさせていただいているところです。

竹村副委員長：　それでもやっぱり起こってしまう。

事務局：　そうなんです。衝動的に自分自身の思いを抑えきれずにと、先ほど特別な支援を要するというような括りで書かせてはいただいているのですが、学級自体が落ち着かない日々の状況があるのも事実と感じていますので、その中で自分自身の思いを出してしまうようなケースもあります。

竹村副委員長：　工夫がいろいろありますね。

宮崎委員：　ごめんなさい、私の理解が追いついてないのですが、このいじめ調査をされた1回目というのは一斉に全員に対して調査をされる。そして、その3か月経過していないとかいうのが、一斉に皆さんにアンケート取られて把握できる認知件数が、この発生した認知件数ということで、その未解消というのは、その後何か月か後にもう1回アンケート取られているということですか。

事務局：　京都府のいじめ調査では年間2回実施ということになっているのですが、本市においては、いじめを認知していくことがその子ども自身の思いが伝えられる機会であるにとらえさせていただいて、独自で3回目の調査も行っています。

期間的に言いますと、第1回目が6月の上旬から6月20日前後ぐらいまでとさせていただいており、2回目が今まさに11月の上旬から25日くらいまでというような形でさせていただいているのですが、ここで聞き取りを行うその期間の中で話をしていきながら、自然といじめの行為が止み、そして児童生徒の方も「とくに問題ない」というようになったとしても、いじめの行為が止んで大丈夫と思えるようになってからの3か月の期間は「見守り」の期間となります。

調査の1回目から2回目というところでは、期間的にたとえば後半にそうした事象があれば、その行為から期間が十分に経っておらず見守りが必要なの状況とはなりますが、そうしたところの期間の区切りがありますので、見守りの状況で数が若干多くなっているというようにご理解いただければと思っています。

宮崎委員： 先ほどおっしゃったみたいに、特定の1人2人のお子さんと、特別な支援が必要な子がいるクラスが、どうしても件数が増えてくるということですか。

事務局： そうですね。これは特別な支援を要する児童が問題を起こしてしまうということではもちろんなく、その子への的確な支援がその場で行われていれば、繰り返しのいじめ事象が起こり得ないというようなことではあるんですが、まだまだそうした環境ですとか、教員のほうのその子へのアセスメント、こういったことの状況がこの子にとっては気持ちが落ち着かないのかという、見立てがどこまでできているのかが非常に重要でして、そうしたあたりを今まさに学校の先生方とも一緒に考えていただいていますし、気持ちが安定するための環境づくりが必要だと感じております。

竺沙委員長： よろしいでしょうか。特定の学校に集中している要因がいろいろあるとは思いますが、またそのあたりも分かる範囲でまたこの会議でもご報告いただければと思いますし、どこかで対応を間違えてしまったということがあって、それが原因になり、広がってしまったということもあり得ることなので、支援員を配置されてしっかり体制を取られているというのは、非常に大切なことだと思いますので、その中で学校のあり方なども教育委員会としても協力いただければいいかなというようにも感じました。

竹村副委員長： さっきのテーマのところ、いじめの調査を2回から3回にして、追いか

けて、その状況が改善されているかどうかというあたりを見ていってもらっているというのは、とても大事なことだと思うんですよ。

人が自分の守り方とか表現の仕方を変えていくのは、なかなか至難の技です。被害者のほうも加害者のほうもどちらも。支援をする側もそれをサポートしていくのに工夫を生み出していくというのはなかなかのことだと思います。

そういうように人を受け入れていくには心に痛みを伴います。だから、皆さんがそういうものを持ちながら、回数を重ねてずっとこう見ていってくれる、これはすごく大事な、指導の方法なんだなっていうのを改めて思いました。

竺沙委員長： ありがとうございます。資料2に関わっては、もうよろしいでしょうか。

続いて資料3のほうでご質問やご意見をいただければと思います。

宮崎委員： スタンドバイというのは、そういう相談アプリをつくっておられる会社で、かつ、こちらでも相談を受けることができますよという体制になっているのですか。

事務局： その通りです。

宮崎委員： それはどのぐらいの規模でやられているのですか。

事務局： 相談室をつくっていて、複数の相談員がおられることは聞かせてもらっていますが、どのぐらいの規模かということは分かりません。

宮崎委員： 今はこちらの教育委員会の先生方で順番に受けられているけど、その一部をスタンバイの会社のほうで受けることもできますよっていうサービスなんですね。

事務局： そうです。

宮崎委員： ただ件数がとっても多くて、子どもたちから直接聞けるというのはとても重要なことだなと思うものの、やっぱりその外部の方が第一段階で聞かれることのやっぱりメリット・デメリットってきっとあるんだろうなというところもあって。もちろん対応される方は専門の方でしょうし、長けておられるんだと思いますが、最初の対応の中で出しているサインがどんなものかをキャッチすることもきっと大事なんじゃないかなと思うと、外部委託のメリット・デメリットが確かにあるんだろうなと思います。

学校教育課長： ありがとうございます。

竺沙委員長、ただいま教育長の松本が参りましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

教 育 長： 本日は遅れまして失礼いたしました。

今も検討いただいていると思いますけれども、なかなかこのいじめという問題に対しましては、各小中学校での調査は丁寧に行ってはいるものの、なかなかそういう中ではっきりと見えてくる問題ばかりではなく、そういうところに表れないところで、どう私たちがそれに対応していくかということで教育委員会も日々学校と連携しながら進めておりますので、今日またそうした内容のご提示もさせていただくと思いますので、ご検討のほどどうぞよろしく願いいたします。

学校教育課長： ありがとうございます。それでは竺沙委員長、引き続き議事の進行をお願いいたします。

竺 沙 委 員 長： 竹村委員いかがでしょうか。

竹村副委員長： いつも思うんですが、タブレットでの相談は仮想空間ですよね。仮想空間が多くなればなるほど、生身の人間に対しての関わりが無味化していくというか、かえって仮想空間のほうが感情を出せて、生身の人間に対しては関われないから逆にモノ化していくという、そういうことも起こり得る可能性が十分にある。だから、そういうのをどこで補って、これも使っていけるかというのが、とても大事なところなんだろうなと思います。

そこで私1つ、これ大事なことで、やっておられるのかなと思ったのは、スタンドバイを使うことについて、現実には、それを分かっている人が学校に行って子どもたちに説明をする。それは仮想空間であっても、人を介してあそこは大丈夫な空間なんだっていう、何か繋がったものがちょっと見え隠れする。そういうところを利用して大丈夫なんだよということを、ただの仮想空間にならないようにそこを繋いでいくっていうんですかね。こういうところだったら話しやすい。ちゃんとした安心感の持てる場じゃなかったら、いい加減な言葉が飛び交うっていうことも逆に起こってしまう。というように見ると、ちょっと怖い部分もはらんでいないかどうか気なるところで。そのあたりどうなんでしょうか。

事務局： LINE相談のときからあったんですけども、子どもたちは真剣に相談してきています。こちらもそれに対してしっかり返していくのですが、とても丁寧な相談のやりとりが成立するのが、実際にやってみたときに気が付くことでもあります。

少し気になるようなやりとりもあって、学校と連携しているケースもあるんですが、実はそのお子さん自身が学校ではほとんど気持ちが分からない、見えにくい、端から見て何も少し心配をしているように見えないお子さんだったのが、スタンドバイにはかなり深刻な相談してきているということが分かりました。

このように、見えにくい子どもの気持ちが少しスタンドバイ相談をやり始めることによって、見えるようになってきたこともあるというのが実績として上がってきているのかなと感じています。

竹村副委員長： それをうまく学校に繋いで、学校の先生方が本当に現実にその子に足りなかった繋がりをつくっていく助けになるという感じですか。

事務局： そうですね。

竹村副委員長： それは大事なことです。

笠沙委員長： ありがとうございます。始まったばかりですので、どんな影響、効果が出るか、これからだと思いますし、いじめに限らずいろいろなことが相談されることになろうかと思しますので、親子関係のことも相談があるようですので、いろいろなところにこういう情報を生かしていただければというふうに思いました。

では、よろしいでしょうか。時間のこともありますので、次に進めさせていただきます。

笠沙委員長： 続きまして、議事の（４）いじめに係る事象報告についてです。

ここからは個別の事象報告になるため、非公開としてよろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

笠沙委員長： ご報告をお願いします。ここからは非公開とします。

非公開

・議事（４）いじめに係る事象報告

竺沙委員長： はい、それではここから公開にしたいと思います。

事務局にお返しします。

学校教育課長： 竺沙先生ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

本日ご審議いただいた内容や貴重なご意見を踏まえまして、さらなる学校の支援等を行ってまいります。ありがとうございました。

会議の閉会にあたりまして竺沙委員長から閉会のご挨拶をいただきたいと思います。

竺沙委員長： 貴重なご意見ありがとうございました。調査結果を聞く限り、まだそこまで深刻ではないのですが、実態としては問題がありそうだと感じますので、今後しっかり対応いただくようお願いしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

学校教育課長： これを持ちまして、第１回京丹後市いじめ防止対策等専門委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。